

位置情報等の適正な利活用のあり方に関する検討会

背景・目的

- 総務省「緊急時等における位置情報の取扱いに関する検討会」において、パーソナルデータとしての利活用が期待されている電気通信事業者が取り扱う位置情報について、通信の秘密や個人情報、プライバシーを適切に保護しつつ、ビジネス利用も含めたその社会的利活用を促進するため、位置情報の取得、利用及び第三者提供時における適切な取扱いについて検討を行い、報告書として「位置情報プライバシーレポート～位置情報に関するプライバシーの適切な保護と社会的利活用の両立に向けて～」が取りまとめられた。
- 上記とりまとめにおいて、電気通信事業者が取り扱う位置情報について、とりわけ通信の秘密に該当する位置情報については、「十分な匿名化」の水準及び加工方法・管理運用方法の適切性の評価・検証の在り方について、総務省及び関係事業者において引き続き検討をし、安全性を確保するための技術も含め実証・検証も進めていくべきと示された。
- 携帯電話事業者等としては、通信履歴情報やWiFi°ローブデータ等の位置情報の利用意向（包括同意での匿名利用）が高いため、事業者が主体となって、上記検討事項や実証の要件等をより具体的に明らかにすべく取り纏めることを目的とする。



TCAにおいて、「携帯電話事業者の運用データ等の適正な有効利用に関する検討部会」にて、外部有識者等を含めた検討会を新設。

主な検討事項

- ① 電気通信事業者が取り扱う、通信の秘密に該当する位置情報等の匿名加工基準・加工方法・管理運用体制の整理
- ② スキーム全体の評価方法の検討（プライバシー影響評価等）
- ③ 利用者への周知・説明方法、有益性の検討

位置情報等の適正な利活用のあり方に関する検討会

実証にて整理すべき事項

